

# 税制改正による個人の市県民税の

# 主な改正についてお知らせします

地方税法などの改正により、平成19年度以降の市県民税が次のとおり変更となりますのでお知らせします。

## 税源移譲に伴う市県民税の所得課税の見直し

### ① 税率改正

〔平成19年度分から適用〕  
市県民税の所得割の税率

### ■改正前

課税所得金額	税率		
		内市民税	内県民税
200万円以下	5%	3%	2%
700万円以下	10%	8%	
700万円超	13%	10%	3%



### ■改正後

課税所得金額	税率		
		内市民税	内県民税
一律	10%	6%	4%

を現行の3段階から一律10%（市民税6% 県民税4%）に改めます。

なお、所得税の税率は、現行の4段階から6段階へ改正されます（平成19年分から適用）。



### ② 分離課税等の税率割合の改正

〔平成19年度分から適用〕  
分離課税等に係る税率割合等を市県民税（市民税6% 県民税4%）の割合にあわせて下記のとおり改正します。

### ③ 人的控除額の差による負担増の減額措置

〔平成19年度分から適用〕  
市県民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増を市

### ■分離課税等に係る市県民税の税率割合

	改正前		改正後	
	市民税	県民税	市民税	県民税
土地、建物等の長期譲渡所得	3.4%	1.6%	3%	2%
優良住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得	譲渡益2,000万円以下の部分	2.7%	2.4%	1.6%
	譲渡益2,000万円超の部分	3.4%	3%	2%
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分	2.7%	2.4%	1.6%
	特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分	3.4%	3%	2%
土地、建物等の短期譲渡所得 ※カッコ内は国・地方公共団体等に譲渡した場合	6% (3.4%)	3% (1.6%)	5.4% (3%)	3.6% (2%)
株式等に係る譲渡所得等	上場分	2%	1.8%	1.2%
	非上場分	3.4%	3%	2%
先物取引等に係る雑所得等	3.4%	1.6%	3%	2%
肉用牛の売却による事業所得	1%	0.5%	0.9%	0.6%
土地の譲渡等に係る事業所得等	9%	3%	7.2%	4.8%

県民税で調節する減額措置を講じます。

課税所得金額	控除額
200万円以下	次の①と②のいずれか少ない金額の5% (市民税3% 県民税2%) ①市県民税と所得税の人的控除額 (基礎控除含む) の差の合計額 ②課税所得金額
200万円超	次の①から②を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (市民税3% 県民税2%) ①市県民税と所得税の人的控除額 (基礎控除含む) の差の合計額 ②課税所得金額から200万円を控除した金額

④住宅ローン控除による所得  
税控除減少額相当分の減額  
措置  
【平成20年度分から適用】  
市県民税と所得税の税率改

正に伴い、住宅ローン控除による所得税の控除額が減少する場合、その減少額相当分を翌年度の市県民税から減額します。(平成11年から平成18年までに入居した場合に限る)

### 定率減税の廃止

平成19年度分から市県民税の定率減税を廃止します。

### 地震保険料控除の創設 【平成20年度分から適用】

従来の損害保険料控除を改め、地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料、または掛金の2分の1の額(上限2万5千円)を総所得金額から控除する地震保険料控除を創設します。経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約に係る保険料についてはこれまでどおり、損害保険料控除(上限1万円)を適用します。経過措置と地震保険料控除を併用する場合は、合せて上限2万5千円の控除を受けられます。

## 所得申告

農業所得者の皆さんへ

# 農業所得の 計算方法について

平成18年分の所得から

水稻所得標準が廃止されています



すでにお知らせしていますが、農業所得の計算は、平成

18年分の所得申告(平成19年2月~3月申告)から、これまでの「水稻所得標準」が廃止され、実際の収入金額から実際の経費を差し引く「収支計算」の方法で農業所得の計算をすることになりました。

## ○収支計算の方法

### 収入金額－必要経費＝所得金額

その年の1年間の収入や必要経費の金額を計算し、その計算に基づいて所得を算出する方法です。

## ○収支計算に必要な書類

平成18年1月1日から12月31日までの農業に関する次の書類は必ず保存するようにしてください。

- ・収入金額が分かる書類 (出荷伝票、仕切書など)
- ・必要経費が分かる書類 (領収書、請求書など)

なお、書類は科目別に分別して集計をしておきましょう。

市ホームページに掲載している農業所得収支計算書ソフトをご利用ください



市ホームページに市民税等に関する「農業所得申告」に関する情報を掲載し、収支計算についてお知らせしています。農業所得の収支計算を手助けする「農業所得収支計算ソフト」も添付していますので利用ください。

なお、「平成18年度の市県民税に係る税制改正」、「国民健康保険税の税率」も掲載していますので併せてご覧ください。

### ▽アクセス方法

市ホームページトップ↓市民ガイド↓税・年金・保険↓市税

▽問合せ 税務課市民税係または各総合支所市民生活課